

令和7年亀岡市議会定例会9月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の3</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><新規></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の4</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第15条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、<u>同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該</u></p>

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) (略)

子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等_____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）を除く。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法_____第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超</p>

えない範囲内で) 行うものとする。

<新規>

えない範囲内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

<新規>

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

<新規>

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

<新規>

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年亀岡市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 亀岡市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 亀岡市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第13条 亀岡市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第13条 亀岡市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告</u></p>

示される選挙から適用する。

亀岡市火入れに関する条例（昭和59年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可を受けた期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は</u>火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可を受けた期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は</u>火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは</u>火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>

職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																				
<p>附 則 <u>（定年に関する経過措置）</u></p> <p>2 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同項ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="170 533 1037 699"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> <td>66年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> <td>67年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> <td>68年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> <td>69年</td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年	<p>附 則 <u>（定年に関する経過措置）</u></p> <p>2 <u>第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、当分の間、同条ただし書中「70年」とあるのは「65年」と読み替えて適用する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 533 1877 699"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年																			
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年																			
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年																			
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年																			
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年																				
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年																				
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年																				
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年																				

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことについて管理者の承認があった場合を除いて、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部 _____（2時間を超えない範囲内 _____ の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、連続する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことについて管理者の承認があった場合を除いて、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部 <u>又は全部</u>（2時間を超えない範囲内 <u>又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内</u>の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、連続する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 病院を利用する者は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、病院を利用する者は、次に掲げる使用料等を納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 文書料 1通<u>4,000円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 診察券再発行手数料 1通につき<u>100円</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(駐車料金)</p> <p>第3条 病院の駐車場を利用する者は、外来診療を受ける者その他管理者が別に定める者を除き、次表に定めるところにより駐車料金を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 病院を利用する者は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、病院を利用する者は、次に掲げる使用料等を納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 文書料 1通<u>5,000円</u>以内で管理者が定める額</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 診察券再発行手数料 1通につき<u>300円</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(駐車料金)</p> <p>第3条 病院の駐車場を利用する者は、外来診療を受ける者その他管理者が別に定める者を除き、次表に定めるところにより駐車料金を納付しなければならない。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自動車</td> <td rowspan="3">一般の病院利用者 (1台1回につき)</td> <td>1時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1時間を超え1時間30分以内</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>上記を超える部分につき30分までごとに</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの</td> <td>1月ごとにつき1台</td> <td>5,230円以内で管理者が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料		自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	1時間以内	無料	1時間を超え1時間30分以内	400円	上記を超える部分につき30分までごとに	200円		物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	5,230円以内で管理者が定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自動車</td> <td rowspan="3">一般の病院利用者 (1台1回につき)</td> <td>30分以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>30分を超え1時間以内</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>上記を超える部分につき30分までごとに</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの</td> <td>1月ごとにつき1台</td> <td>6,600円以内で管理者が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料		自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	30分以内	無料	30分を超え1時間以内	400円	上記を超える部分につき30分までごとに	200円		物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	6,600円以内で管理者が定める額
区分		使用料																															
自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	1時間以内	無料																														
		1時間を超え1時間30分以内	400円																														
		上記を超える部分につき30分までごとに	200円																														
	物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	5,230円以内で管理者が定める額																														
区分		使用料																															
自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	30分以内	無料																														
		30分を超え1時間以内	400円																														
		上記を超える部分につき30分までごとに	200円																														
	物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	6,600円以内で管理者が定める額																														

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例第3条の表自動車の部物品を定期的に納入する者等で病院の指定するものの項の規定は、令和8年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。